

平成25年3月12日

e-Courts 2012（電子法廷会議2012）の参加
及びラスベガス治安裁判所の訪問について（出張報告）

最高裁判所事務総局情報政策課

参事官 中 尾 彰

専門官 岡 田 守 晃

平成24年12月10日（月）から12日（水）までアメリカ合衆国ネバダ州ラスベガス市で開催されたe-Courts 2012に参加し、また、12月12日（水）に同市にあるラスベガス治安裁判所を訪問したので、その結果を報告する。

第1 e-Courts 2012（電子法廷会議2012）

1 e-Courtsについて

e-Courtsは、NCSC（National Center for State Courts 全米州裁判所センター）が主催する裁判所におけるテクノロジー及びその活用事例を裁判所及び技術者等が紹介する会議であり、2年に一度の割合で全米各地において開かれている。

2 会議の全般的な状況

会議は、ラスベガス市郊外にあるホテル内の会議室及び展示室で行われ、全米の裁判官、裁判所職員（事務職及び技術職）、ベンダーからの参加者を含め、合計で約800人が参加した模様である。

会議のスケジュールは別紙のとおりであり、基調講演（keynote）及び12の講演（実例紹介を含む。）が行われた。いずれも1時間ないし1時間15分程度の枠で行われ、報告者は、各州の裁判所のCIOや職員、学者、裁判官、開発業者、NCSCの関係者等であった。

その外に、裁判所、法律家向けのシステム、機器等を提供する企業（約100社）の展示ブースがあり、各社の製品の紹介をしていた。これらの企業の中

には、会場に設置されたスクリーンで、各社の企業説明や、会議において紹介したシステムなどのプレゼンテーションを行っていた。



写真 1

会議会場入口の様子

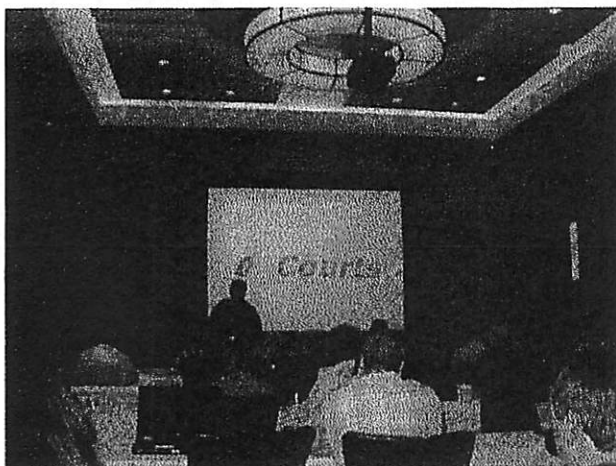


写真 2

会議室の様子

プロジェクタで表示された内容は、各自持参のパソコンやタブレット等で閲覧することができる（無料 Wi-Fi を整備）。

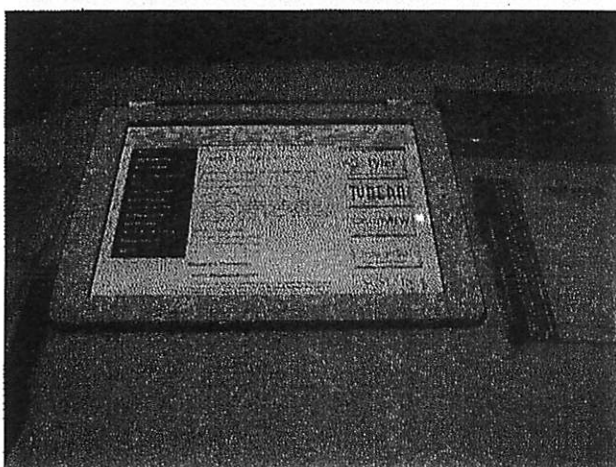


写真 3

写真 2 で説明した机上のタブレット

3 聴講した講演等の概要

(1) 12月10日の内容

ア Keynote ~ The Electronic Bench（基調講演 電子法廷）

フロリダ州第12巡回裁判所首席判事による講演。

実際に使用されている電子法廷システム（Mentis Technology 社製 aiSmartBench）の画面を表示しながら、実際の使用例などを説明した。

特徴としては、事件の基本情報はもちろんのこと、当事者から提出された書面類も全て電子化して登録されるとともに、登録された書面を判決起案等の場面でそのまま引用することもできるなど、作業効率の向上も図られている。さらに、裁判官の署名も電子化されており、電子署名された各種決定類もこのシステムからメールで送信することができる。

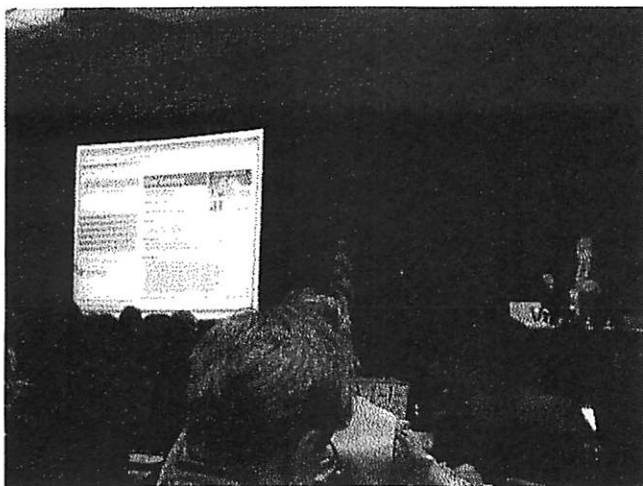


写真4

講演を熱心に聞く参加者

イ The E-courts Return on Investment（電子裁判所の投資回収）

フロリダ州マナティ郡書記官及び MAXIMUS Justice Solutions 社副社長による説明。

2008年にマナティ郡裁判所で電子化された事例について、主に投資回収という観点からの効果面を中心に説明がなされた。

マナティ郡裁判所における電子裁判所ツールは、シンプルな電子ファイリング、文書管理システムを含む事件管理システム（CHIPS）、電子法廷システム（aiSmartBench）及び裁判記録の公開で構成されている。また、導入に際しては、①事件記録の透明性と②個人のプライバシーという相反する重要な原則のバランスをとることが必須であったとしている。さらに、電子裁判所ツール導入により、記録の5割が電子化されたことにより37万3550ドル、紙ファイル廃止により132万9417ドル、電

子法廷システムにより36万5952ドル、記録公開に関する経費7万5296ドルの合計214万4215ドル／年の経費削減が行えた。

一方、初期投資として163万6100ドル、年間保守経費19万ドルがかかることから、投資効果（ROI）は、初年度50万8115ドル、次年度以降195万4215ドルであるとの説明であった。

この中で印象的だったのは、「電子法廷は今や決してバーチャルリアリティの話ではない。」ということと、「ITプロジェクトは、経費ではなく投資として考えるべきであり、プロジェクト開始前後において投資効果を比較できるよう、業務コストを把握する必要がある。」ということである。説明の中でも一貫してROIを踏まえた話をしており、投資対効果の評価が必要であるとしながらも、電子法廷にすることで、多大な経費削減が図られることから、確実に投資効果があるとのことであった。

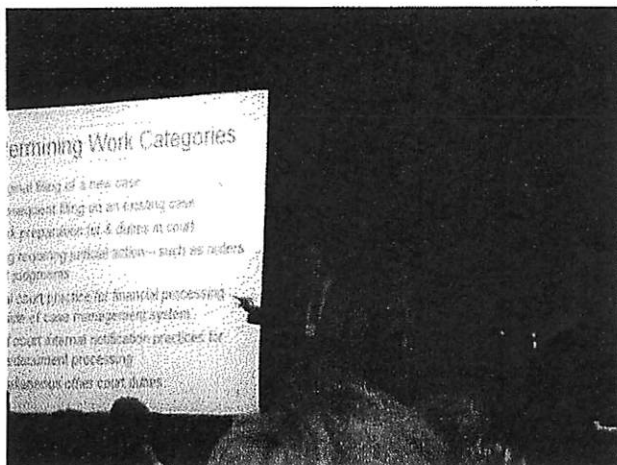


写真5

講演の様子

ウ Missouri e-Filing : Evaluating Court Efficiencies（ミズーリ州電子ファイル：裁判所の能率評価）

ミズーリ州裁判所事務局統計調整官と同研究分析官による説明。

ミズーリ州で実際に電子ファイリングを実現することにより、事件記録管理に費やされる時間と人的物的資源の削減が図られたが、それについての裁判所職員や利用者等からの評価について、メリットとデメリット両面からの話であった。

ミズーリ州における電子ファイリングの導入は、重複データ入力回避、記録紛失防止及び記録貸出手続による事務遅滞防止を目的とするものであ

り、機能としては、書記官が受理、拒絶、補正のために提出書面をチェックできることに加え、開廷表、期日簿、電子的な送達ないし通知を要求した。

電子ファイリング導入に際しては、サンプリング調査を行って、事務処理に要する時間を導入前後で比較するとともに、アンケートにより満足度を調査し、システムの評価を行うこととした。この手法の場合、事件や職員によるむらが発生するなど、必ずしも適切な評価ができるとは限らないという点が問題となった。

調査の結果、電子ファイリングの導入により、事務処理に要する時間は短縮されたことが判明し、かつ、約4割の書記官は、事務処理能力が向上したと回答したが、裁判所の業務フローが改善されたと回答した書記官は約3分の1で、業務フローは悪化したと回答した書記官の方がやや多かった。また、裁判所の能率が向上したと回答した書記官は半数に満たず、現在でも紙媒体を使用している書記官は半数より多かった。

指摘された欠点としては、コンピュータの性能に問題があった、業務フローが混乱している、事務処理に要する時間がかえって長くなった、紙媒体の文書の保管についての方針が不明確である、提出ミスについての弁護士事務所への連絡が増えたといったものがあった。

一方、裁判官については、その多くが、業務フローが改善され、事務処理能力が向上したと回答した。これは、文書へのアクセスが容易になったという点が評価されたようである。

ただし、利用者については、約7割が否定的な意見であり、電子的通知に対する抵抗感や、初期投資費用がかかることなどがその理由であった。

結局、電子ファイリングを導入しても、裁判所職員に対する研修や、弁護士等に対するユーザーサポートを充実させ、さらには、サーバ等の能力向上を図る必要があるなど、電子ファイル導入により全てが必ずしも効率化されとは限らず、現在も試行錯誤の途中であるとの説明であった。

この中で印象的だったのは、「電子ファイリングの導入で、確かに人的物的経費の削減を図ることはできたものの、それに対する評価は、裁判所職

り、機能としては、書記官が受理、拒絶、補正のために提出書面をチェックできることに加え、開廷表、期日簿、電子的な送達ないし通知を要求した。

電子ファイリング導入に際しては、サンプリング調査を行って、事務処理に要する時間を導入前後で比較するとともに、アンケートにより満足度を調査し、システムの評価を行うこととした。この手法の場合、事件や職員によるむらが発生するなど、必ずしも適切な評価ができるとは限らないという点が問題となった。

調査の結果、電子ファイリングの導入により、事務処理に要する時間は短縮されたことが判明し、かつ、約4割の書記官は、事務処理能力が向上したと回答したが、裁判所の業務フローが改善されたと回答した書記官は約3分の1で、業務フローは悪化したと回答した書記官の方がやや多かった。また、裁判所の能率が向上したと回答した書記官は半数に満たず、現在でも紙媒体を使用している書記官は半数より多かった。

指摘された欠点としては、コンピュータの性能に問題があった、業務フローが混乱している、事務処理に要する時間がかえって長くなった、紙媒体の文書の保管についての方針が不明確である、提出ミスについての弁護士事務所への連絡が増えたといったものがあった。

一方、裁判官については、その多くが、業務フローが改善され、事務処理能力が向上したと回答した。これは、文書へのアクセスが容易になったという点が評価されたようである。

ただし、利用者については、約7割が否定的な意見であり、電子的通知に対する抵抗感や、初期投資費用がかかることなどがその理由であった。

結局、電子ファイリングを導入しても、裁判所職員に対する研修や、弁護士等に対するユーザーサポートを充実させ、さらには、サーバ等の能力向上を図る必要があるなど、電子ファイル導入により全てが必ずしも効率化されとは限らず、現在も試行錯誤の途中であるとの説明であった。

この中で印象的だったのは、「電子ファイリングの導入で、確かに人的物的経費の削減を図ることはできたものの、それに対する評価は、裁判所職

員からも利用者からもそれほど高くなく、どちらかという批判的な意見の方が依然として多い。いかに有益なものであるのかを理解してもらうのが今最大の問題点であり、逆に解決策を教えてほしい。」という点である。電子化することによるメリットのみならずデメリットを赤裸々に述べられた点は、今後日本においても検討する上で極めて有益な内容であった。

エ Tech Tips from Judges (裁判官からの技術的ヒント)

ワシントンDC上位裁判所判事及びグアム最高裁判所判事による説明。

タブレット端末(iPad)を利用して裁判事務の効率化などを図るために便利なAPPの紹介であった。

オ The E-Courts Maturity Model (電子裁判所の成熟度モデル)

ジョージア州裁判所CIO及び元コロラド州裁判所CIOによる説明。

まず、裁判所における電子ファイリング(e-filing)とは、事件において裁判所とその他の主体との間で電子的にデータをやりとりすることであると定義付けた上で、紙からの脱却度や、150以上の機能に着目した電子ファイリングシステムの成熟度について概説するものであった。

電子ファイリングの目的としては、紙媒体を用いることによるコストの削減、サービスの向上、データ入力重複の削減、裁判所へのアクセスの向上、正確な情報提供の確保、様々な用途へのデータ利用などが挙げられる。

電子ファイリングの推進に当たっては、書式の移行と、電子ファイリングの特性という観点からマトリックス的に検討することが重要である。

具体的には、書式の移行については、①紙の文書をスキャナで画像化、②データの蓄積されていない画面上で書式に入力、③データの蓄積されている画面上で書式に入力、④書式に依存しないテンプレート上でデータを入力という4段階に分類して検討をする。また、電子ファイリングシステムの特性については、①文書を電子化する主体、②システムの機能・性能、③他のシステムとのデータ連携の程度、④システムの属性や規格との適合性といった観点から、グレードを高・中・低に分類して検討する。そして、これらをマトリックス化すると、書式をどのようにするか、媒体を電子化

する必要があるか否か等が明確化し、もっとも効率的な電子ファイリングが見いだせるといった説明であった。

この中で印象的だったのは、「電子ファイリングとは単に文書を電子化するのではなく、決定に至る過程の情報を表示できるようにすることが重要である。」ということ、「電子ファイリングにとって重要なのは、「認証」ではなく「信用」である。」ということ、「ファイルの電子化を進める際には、特性を理解した上で、どこから始め、どこに向かって行くのかという道筋を考える必要がある。」という点である。電子ファイリングと言っても、実は様々なパターンが考えられるため、闇雲に検討や計画を進めるのではなく、電子ファイリングの特徴をマトリックス化して、何を求め、どこを目標にするのかを検討することが大切であるというのは、今後日本においても検討を進める上で非常に重要なヒントになったと言えよう。

カ e-Filing Implementation : A Limited Jurisdiction Court's Experience
(限定的管轄権を有する裁判所における電子ファイリングの実施)

ラスベガス治安裁判所民事管理官による説明。

治安裁判所の民事訴訟全般について実施されている義務的電子ファイリングの概要についての話であった。

詳細については、後記第2のとおりであるが、この中で印象的だったのは、「ベンダーと裁判所の橋渡しをするとともに、導入前研修や、利用者への周知、練習、導入後の検証等を行う管理者が必須であり、かつ、重要な役割を担う。」という点である。電子ファイリングにより、職員の削減を可能とする一方で、こうした役割を担う職員が新たに必要となるということも意識しておかなければならないということを痛感させられた。

キ Privacy, Civil Rights and Civil Liberties 101 (プライバシー、市民権、市民的自由)

オハイオ州モントゴメリ郡少年裁判所判事による説明。

プライバシーや市民の人権侵害の実例を通じてプライバシー保護の重要性について説明。

電子法廷と直接関係するものでなく、アメリカにおける一般的なプライ

バシー侵害及びそれに対する対応方法等の事例に関する紹介であった。

(2) 12月11日の内容

午前中はベンダー各社による特別分科会であり、各社による開発事例などの紹介であった。

また、昼食時には、展示室において、ベンダー各社のブースにおいて、プレゼン等が行われ、参加者は興味のある各ブースに参加し、説明を聞いたり、デモを実演したりすることなどができた。



写真6

展示室におけるブースの様子

参加者は自由に各ブースにおいて説明を聞くなどすることができる。

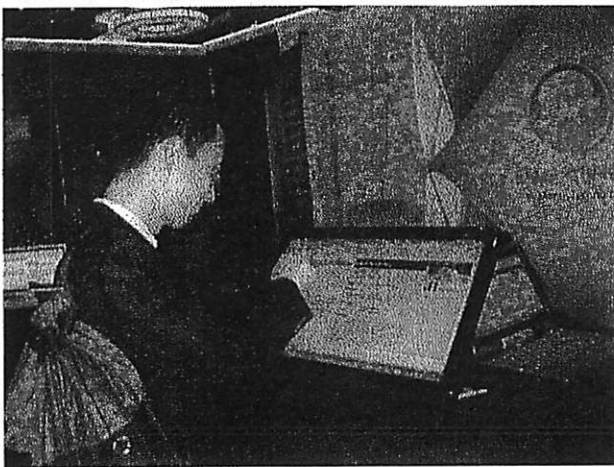


写真7

ブースにて実演を行う中尾参事官

このように各ブースにおいてベンダーの説明を聞きながら実演をすることができる。

ア Courts IT in the Cloud (クラウドによる裁判所のIT化)

カリフォルニア州サンバーナーディーノ郡裁判所上級裁判所技官及びフロリダ州第17巡回裁判所CIOによる説明。

Microsoft 及び Google と連携することで、裁判所の電子メール等のシステムのクラウド化を図った事例に関する話であった。

裁判所における電子メールや主要管理ツールをクラウド化することで、

安定した稼働と経費削減を実現することができたとのことである。

この中で印象的だったのは、「クラウドは是か非かなどという議論ではなく、クラウド化はむしろ世の中では常識の話であり、むしろクラウド化をどのように活用するのかという点を検討することで、結果的に職員のみならず納税者たる利用者への利益還元にもつながる。」という点である。裁判所職員は、大手システムの利用者という立場に特化してシステムを利用することで、裁判事務の安定稼働を実現させるという発想は、今後日本においてもクラウド化を検討する上で非常に重要なヒントになったといえよう。

イ Comprehensive E-Filing - An Integrated e-Forms Approach (包括的電子ファイリングー総合電子フォームによるアプローチ)

ニュージャージー州裁判所 IT 課長補佐、同中核的研究拠点プロジェクト PM 及び同 IT アナリストによる説明。

ニュージャージー州の電子ファイリング管理システムの実演を通じて、同システムの機能についての話であった。

ニュージャージー州の電子ファイリング管理システム (EFM) は、インターネット経由で各裁判所や法律事務所等のユーザー等を結びつけ、関連情報の提供や提出等を行えるブラウザタイプのプラットフォームシステムとなっている。

各ベンダーが開発したシステムが異なることを想定した上で、外部組織等との連携については、XSD (データ連係で用いる XML ドキュメントファイルの生成に使用する標準言語) 形式で基本情報の授受を可能とすることで、結果的に全データが統合されたシステムであるかのように機能する基盤管理システムとなっている。

この説明及び実演の中で特に印象的であったのは、WEB を通じて統合された基盤システムであるということで、現在検討中の共通基盤管理システムに極めて概念が近いという点である。データ連携を行う前提で最低限のデータ構成のルールを定めておくことなどにより、各システム開発会社が異なっても、事件検索が容易に行えるなど、基盤管理システムを共通化することが、円滑な業務遂行のためにも極めて重要であるということを改

めて痛感させられた。

ウ 30 Tech Tips for Court Techies in 30 Minutes (30分で分かる裁判所技術者のための30のヒント)

NCSC技術部職員による説明。

各種業務に有益なサイトやツールの紹介であった。



写真 8

NCSC主要メンバーによる説明

(3) 12月12日の内容

ア Next Generation Decision Support and Information Sharing (次世代の意思決定支援と情報共有)

テキサス州裁判所職員及びロードアイランド州家庭裁判所職員による説明。

テキサス州及びロードアイランド州家庭裁判所における児童保護事件に関する事件管理システムの実演及び同システムの機能についての話であった。

通常の事件情報はもちろんのこと、家族関係や事案の背景、少年の前歴等といった日本でいう調査記録に相当する情報も登録されており、事件処理に役立てている。また、統計機能も充実させている。

イ Five Ways to Improve Your Court's Website (裁判所 web サイトを改善する5つの方法)

元テネシー州最高裁判所報道官及びNCSC研究部研究員による説明。

テネシー州上位裁判所におけるWEBサイトの改善例に基づく提言等に関する話であった。

いわゆる静的コンテンツだけではなく、裁判情報についても、マルチキャスト（動画の提供）を行うなどすることで、裁判所の情報公開の一助としているとのことである。

ウ There's a Court App for That（モバイル用裁判所アプリがあります）

オハイオ州トレド市裁判所事務官及びNCSC首席コートマネージメントコンサルタントによる説明。

オハイオ州トレド市裁判所において導入された、期日情報や事件管理等の機能を搭載したモバイル用裁判所アプリについての話（iPadの活用）であった。

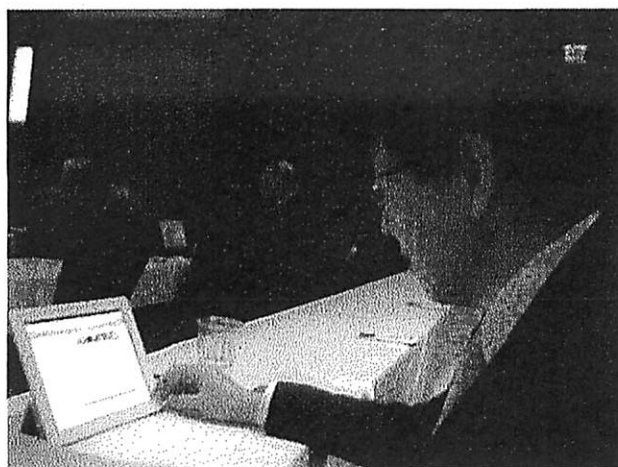


写真9

説明を聞く岡田専門官

写真2、3のとおり、手元で画面を見ながら説明を聞くことができる。

第2 ラスベガス治安裁判所における電子ファイリングの現状

1 調査の概要

前記第1の3(1)カのとおり、e-Courts 2012においては、開催地であるネバダ州ラスベガス市に所在するラスベガス治安裁判所（Las Vegas Township Justice Court）の民事部管理官（Administrator）であるアート・バーナディーノ氏による発表があった。同氏は、アリゾナ、ノースカロライナ及びデラウェアの各州の裁判所において30年以上管理職としての勤務を経て、2011年3月から現職にある。ラスベガス治安裁判所における電子ファイリングシステム導入に当たっての責任者であり、一般利用者に対する説明会も実際に行った方である。

発表では説明しきれない現場の実情を把握するためには、実際に電子ファイ

リングシステムを利用している裁判所において、実施状況、システム導入に当たって苦勞した点、導入による効果や業務の変化等について視察及びヒアリングを行うことが有益である。そこで、会場でバーナディーノ氏にお願いし、e-Courts 2012の終了後、12月12日に同裁判所を訪問して、実情を更に調査した。

以下は、e-Courts 2012における発表内容及び裁判所訪問によって得られた情報のほか、一般に公表されている情報を総合した調査結果である。

2 ネバダ州の司法制度

ネバダ州の司法制度は、基本的に2審制であり、各裁判所の概要は、次のとおりである。

(1) 最高裁判所 (Supreme Court of Nevada)

地方裁判所に対する上訴裁判所

(2) 地方裁判所 (District Court)

一般的な事実審裁判所。17庁。取扱事件は、民事（訴額1万ドル超）、刑事、家事及び少年（非行、虐待及びネグレクト）。治安裁判所及び市裁判所に対する上訴裁判所

(3) 治安裁判所 (Justice Court)

事物管轄が限定された事実審裁判所。43庁。取扱事件は、民事（訴額1万ドル以下の通常訴訟、訴額5000ドル以下の少額訴訟、2週間以内の簡易手続による建物明渡請求訴訟及びDV・ストーカー行為・ハラスメントについての保護命令）及び刑事（予備罪、軽罪及び交通）

(4) 市裁判所 (Municipal Court)

事物管轄が限定された事実審裁判所。19庁。取扱事件は、民事（訴額2500ドル以下の市の債権回収等）及び刑事（軽罪、交通）

3 ラスベガス治安裁判所の概要

ラスベガス治安裁判所は、ラスベガス市のダウンタウンにあり、8階建ての庁舎「地域司法センター」内に所在する。ちなみに、同庁舎内には、実質的に無審査で結婚許可証を取得できることで有名な結婚許可局も所在している。

裁判官は、治安判事14名（首席1名、民事2名、刑事・交通11名）であ

り、民事部の職員は、36名(管理官(Administrator)1名、監督官(Supervisor)2名、研修官(Trainer)1名、法廷書記官(Courtroom Clerk)8名、主任書記官(Lead Clerk)8名、書記官(Clerk)16名)である。



写真10

ラスベガス治安裁判所全景



写真11

ラスベガス治安裁判所法廷の様子

クリスマスシーズンには、通常使用する法廷もこのようなデコレーションを施すそうである。

2011年度の民事事件及び刑事事件の新受・既済件数は、次のとおりである。

- 民事 新受6万4514件 既済6万0361件
- 刑事 新受6万8428件 既済6万3543件

ラスベガス治安裁判所の管轄人口は、149万1000人であり、ラスベガス市は、州内最大の都市である。それゆえ、ラスベガス治安裁判所に係属する事件数も相対的に多く、同裁判所の新受事件は、州内全治安裁判所の新受事件

のうち、民事で５８パーセント、刑事で６７パーセントをそれぞれ占めている。治安判事１名当たりの事件数（交通事故を除く。）は年間１万０２２６件で、州内全治安裁判所のうち最多である。州内全治安裁判所では、治安判事１名当たり年間３２５６件である。

民事事件の事件類型ごとの件数（いずれも２０１２年度のもの）は、次のとおりである。

- 一般民事 新受３万３３７０件 既済２万９４２０件
- 少額訴訟 新受４３３５件 既済３１９１件
- 簡易明渡 新受２万２６８０件 既済２万５３４５件
- 保護命令 新受１８９７件 既済１８８９件
- 再審 新受４６０４件 既済（データなし）

４ 全民事事件における義務的電子ファイリングの導入

ネバダ州最高裁の規則においては、地方裁判所、治安裁判所及び市裁判所は、次の場合に限り、全事件又は特定類型の事件について電子ファイリングを義務的なものとすることができるとされている（Nevada Electronic Filing and Conversion Rules, Rule 4）。

- 電子的提出の費用は無料とするか、相当な場合に手数料を免除する制度を設けること。
- 低所得者、障害者及び本人訴訟の当事者にとっての司法へのアクセスを確保するために必要な例外を認めること。
- 義務付けについて、相当の期間を置いて事前の通知を行うこと。
- 利用者に対する教育を行うこと。

州最高裁は、２００９年８月、ラスベガス治安裁判所において義務的電子ファイリングを導入することとした。２０１１年３月には３つの法律事務所（リノ市１，ラスベガス市２）により試行を開始し、同年５月１日には、全利用者につき電子ファイリングが可能となった。そして、同年８月１日からは、全ての民事事件において、全ての書面を電子的に提出することが義務付けられた。

２０１１年８月１日から２０１２年１１月３０日までの間に電子ファイリングで処理された文書は４０万６０００通に及ぶ。

5 電子ファイリングの実施状況

(1) システム構成

ラスベガス治安裁判所の電子ファイリングは、Tyler Technologies 社の Oddysey E-File&Serve (旧称: Wiznet) というパッケージソフトをカスタマイズしたシステムを利用している。Tyler Technologies 社は、司法分野における情報システムの有力ベンダーであり、e-Courts 2012 の主要スポンサーでもあった。Oddysey E-File&Serve は、事件管理システムと電子ファイリングシステムとが継ぎ目なしに統合されたシステムであり、バーナディーノ氏によれば、米国内各州の裁判所に採用された同種システムの中で 20 パーセントのシェアを占めているという。

サーバは、[REDACTED] に設置され ([REDACTED])、裁判所内には、[REDACTED] 受付窓口及び各職員デスクに備え付けられた端末はデスクトップパソコンであり、スキャナも整備されている。

裁判所職員がメンテナンスを行う必要は基本的になく、また、これまでも一度洪水で [REDACTED] が故障したことを除き、業務を停止したことはない。Tyler Technologies 社の [REDACTED] であることから、[REDACTED] を起因とする業務トラブルの発生はなく、裁判所の職員も、メンテナンス等を意識することなく、常時使用することができる。

ただし、ネットワークトラブルの発生も想定されることから、[REDACTED] [REDACTED], 最低限の業務は継続できるように設定してある。

なお、[REDACTED]
[REDACTED]。

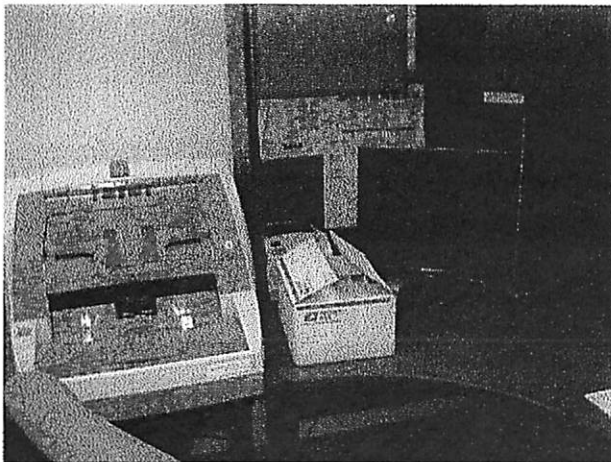


写真 1 2

システム構成例

左側がスキャナ，右側が管理用パソコン
スキャナで書面を読み取り，管理用パソコンでその後の処理を行う。

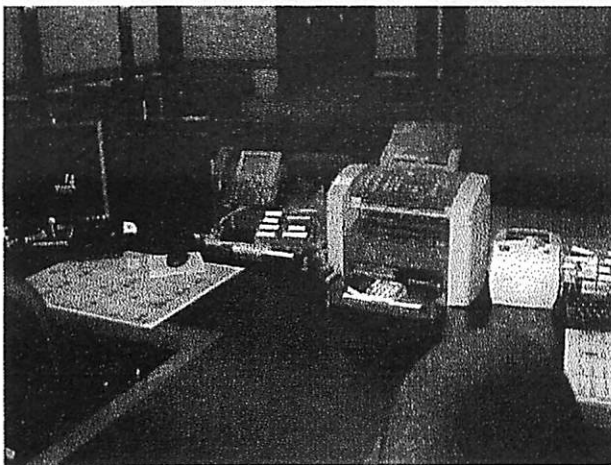


写真 1 3

法廷内に整備されたシステム

電子ファイルシステムのほか，罰金をクレジットカードで支払うための読み取り機械等も整備されている。

(2) オンラインでの書面提出方法

オンラインでの書面提出には，裁判所に納付する訴え提起等の手数料のほかに，別途 Tyler Technologies 社に対するオンライン提出手数料が必要である。その支払は，クレジットカード，デビットカード又は口座引き落としによる。

オンライン提出手数料は，調査時において 1 文書当たり 3 ドルであった。電子ファイリング実施開始当初は 3 ドル 50 セントだったのが，その後 3 ドルに引き下げられ，2012 年 12 月 27 日からは 2 ドル 50 セントに更に引き下げられた。治安裁判所が身近な事件を取り扱う裁判所であることに鑑み，手数料はできる限り安くすべきであるとの州裁判所の方針により，Tyler Technologies 社と交渉して減額が実現したとのことである。バーナディーノ氏によれば，これは全米で最も安い手数料であり，平均的な額は 1 文書当たり 6 ドルだという。なお，クレジットカードを利用する場合には，1 文書当

たり9セント（オンライン提出手数料の3パーセント。2012年12月27日からは8セント）のカード会社に対するサービス料が課金される。

オンライン提出に利用できるファイル形式は、PDF、ワード、ワードパッド、テキスト及びTIFFである。OSには依存せず、ウィンドウズ機にも、マッキントッシュ機にも対応している。

(3) オンライン以外での書面提出方法

裁判所の受付窓口では、無料で電子的提出が可能となっている。窓口には、パソコンが設置され、透明なアクリル板を挟んで、利用者側には、キーボードとマウスが置いてあり、アクリル板越しにモニターを見ることができる。また、その横にはスキャナも設置されている。利用者は、文書のファイルをUSBメモリ等に格納して持参し、パソコンを利用してそのデータをコピーして提出したり、紙媒体の文書を持参し、それをスキャナで読み込ませて電子化して提出したりすることができる。窓口の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時から午後3時までである。

さらに、地域司法センター内には、本人訴訟の当事者を支援するセルフヘルプセンターが設けられている。セルフヘルプセンターには4名の職員が勤務しており、職員は、利用者が持参した文書をスキャナで読み込ませたり、パソコンでの入力を補助したり、提出された文書の電子ファイルID（後記(5)）を伝えたりするなどして、訴状等の作成及び提出を無料で支援している。セルフヘルプセンターに用意されている用紙には、裁判所の問い合わせ窓口となるメールアドレス、電子的に提出された書面の受理、不受理等についての通知がなされるウェブサイトのURL、Tyler Technologies社の問い合わせ窓口となるメールアドレスやフリーダイヤルの番号等の情報を記載の上、利用者のユーザーID、パスワードや、電子的に提出した書面の電子ファイルIDを記入して利用者に手渡せるようにしている。

以上のような裁判所の受付窓口やセルフヘルプセンターでの対応により、訴訟に不慣れな一般市民から提出される書類についても全て電子化することが可能となっている。

提出した文書に裁判所の受付印が付されたものを受領するためには、メー

メールアドレスが必要になるが、セルフヘルプセンターや、地域司法センターの近くにあるクラーク郡法律図書館では、メールアドレスを無料で提供するサービスも行っている。

そのほかに、利用者に対する支援としては、分かりやすい利用ガイドを作成して提供し、また、一般利用者向け説明会を19回開催して、延べ950人以上が参加した。さらに、オンラインでの利用者のためには、上記のメールによる問い合わせ窓口及びフリーダイヤルのほか、Tyler Technologies社の運用するライブチャットヘルプが設けられている。

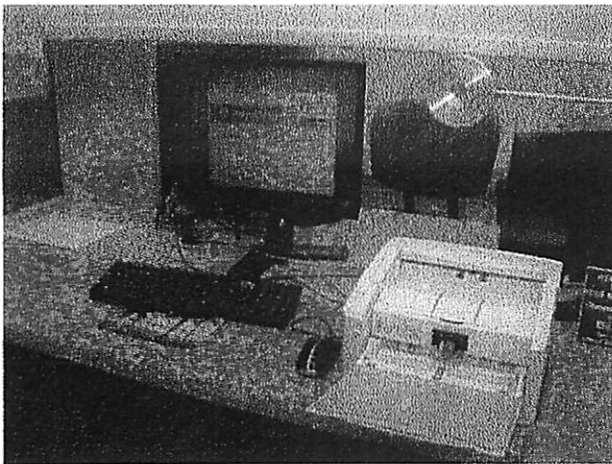


写真14

裁判所の受付窓口設置されている機器

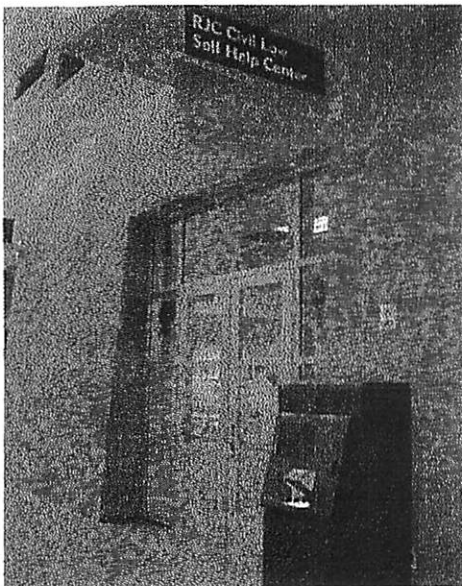


写真15

セルフヘルプセンター入口

ラスベガス治安裁判所と同じ庁舎内に併設されている。

(4) 提出書面への署名

電子的提出をする書面には、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、法律事務所名及び弁護士登録番号を記載するとともに、署名をしなければなら

ない。署名した書面をスキャナで読み込ませてPDF化した場合には、そのまま提出することができる。ワード文書をオンラインで提出する場合には、システムへのログイン時にID及びパスワードで本人認証を行っているので、原本には署名をし、裁判所に提出するファイル上には「/s/名前」と記載することで署名したものとみなされる。署名をした原本は、当該当事者において事件終局から7年保存しなければならない。

相手方当事者のメールアドレスが分かっている場合には、システムを利用して相手方当事者への送達をしてもらうこともでき、その場合には1文書につき2ドルの追加手数料を要するが、法や規則の定めるその他の送達方法によることもできる。

(5) 裁判所側での処理

電子的に提出された書面には、提出時に電子ファイルIDが付与され、以後、そのIDにより管理されることになる。

係属中の事件に関し、何らかの事情で郵送されてきた文書については、書記官がスキャナで電子化を行っている。システムからは、当該事件を示すバーコードシールを印刷することができ、郵送されてきた文書にそのシールを貼った上でスキャナに読み込ませると、その画像データは、バーコードにより、当該事件のフォルダに自動的に保存されるようになっている。元の紙の文書は、一定期間経過後に破棄される。つまり、原本は電子ファイルということになる。

電子的に提出された書面については、書記官が画面上でその内容を確認の上、電子署名を付記して登録することによって認証を行って管理している。

訴状の場合、書記官がデュアルディスプレイの左側の画面で訴状の画像を表示させ、右側の画面で、当事者、代理人等の情報をシステムに入力する。マスタに登録されていれば、そこから登録情報を引いてくることができる。そして、第1回期日を決めて入力する。訴状の画像ファイルには、電子的に受付印、書記官の署名、事件番号及び担当係名が付加される。呼出状も、入力された情報により自動的に作成される。呼出状上の書記官の署名及び裁判所印も電子的なものである。

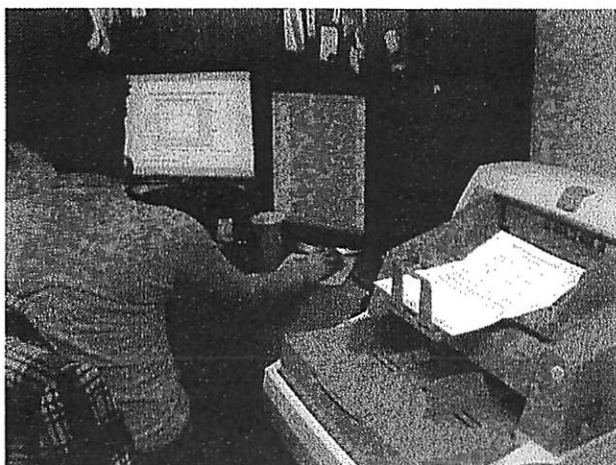


写真 1 6

作業の様子

(6) 紙媒体の文書

現在紙ファイル型の事件記録は存在しない。

ただし、裁判書等裁判官の署名が必要な文書については、まだ電子化されておらず、紙ベースで作成されて保管されているが、近い将来（2013年の早い時点）、裁判官の署名にも電子署名を導入して、裁判書も電子化する予定である。

6 電子ファイリング導入による効果及び関係者の反応

(1) 導入の効果

バーナディーノ氏が述べた電子ファイリング導入による効果は、次のとおりである。

- これまで当事者が提出した書面の処理に三、四か月かかっていたのが大幅に短縮され、目標は24時間以内としており、最長でも5日となった。
- 年間の超過勤務手当支給額を35万ドルから3万ドルに削減することができた。
- インターネットにより、いつでもどこからでもアクセスが可能となったので、利用者の裁判所へのアクセスが向上した。電子ファイリング導入前は、利用者は受付で1時間半ほど待つのが普通だったのが、導入後の待ち時間は15分程度になり、利用者が受付で待つ時間が大きく減少した（実際、訪問時にも受付前のベンチには数人が座っているのみであった。）。
- 裁判官、裁判所職員及び弁護士の各業務フローが改善した。
- 記録を探す手間がなくなった。重大問題となる記録の紛失がもはや起こ

らない。

- 書記官が事務処理に要する時間が短縮された。新件の受理は、10ないし15分かかっていたのが3分30秒となり、略式判決に関する事務は、17ないし21分が10分に、欠席判決に関する事務は、23分が8分になった。また、事件管理システムと相まって、職員の業務量は、新件受理及び進行管理で50ないし60パーセント、期日管理で10ないし20パーセント、窓口対応で60ないし80パーセント、それぞれ削減された。業務量が減ったことにより、職員を他の部署で活用することができた。

(2) 関係者の反応

バーナディーノ氏が述べた、電子ファイリング導入に対する関係者の反応は、次のとおりである。

ア 裁判所職員

好感触を得ている。特に評判が良かったのは、記録冊子が無くなったこと、記録紛失の過誤がなくなったこと、そして、事務処理時間が大きく削減できたことである。

イ 裁判官

若手裁判官には比較的積極的に取り組んでもらえたが、ベテラン裁判官は、すぐにはなじめなかったようである。裁判書の電子署名についても、ベテランの中には、どうしても紙の裁判書に愛着を抱いている裁判官もあり、電子化への完全移行に向けて苦慮した。

ウ 利用者

義務的電子ファイリングは、当初弁護士や弁護士と同じく大口の利用者である不動産賃貸業者には手間の点で不評であったが、現時点では弁論以外では裁判所に赴く必要がなくなったことで、時間と経費の節約になると評価されており、好評である。ラスベガス治安裁判所に特有の問題として、庁舎周辺の駐車場事情が悪く、駐車料金に1時間5ドル程度必要なので、オンライン提出手数料として1文書当たり3ドル（現在は2ドル50セント）を支払ってもオンライン提出の価値はあると考えられているようである。

一般の市民においても、特に大きなトラブルはなかった。事前に説明会を開催したり、セルフヘルプセンターで支援を行ったりしていることから、さほど問題にならなかったのではないかとと思われる。

7 バーナディーノ氏の見解

ラスベガス治安裁判所における義務的電子ファイリング導入を振り返ってのバーナディーノ氏の見解は、次のとおりであった。

- 電子ファイリングを導入するためには、紙の使用との比較において、電子ファイリングを実施する十分な理由があること、必要なリソースを利用可能であること、誰もが電子ファイリングに関与できること、一般からの事件情報へのアクセスについて方針・制度を有していること、及び当事者のプライバシー保護等の観点からする事件情報の修正方針を有していることが必要となる。
- 電子ファイリング導入を成功に導くためには、電子的提出、電子的文書管理、スキャナによる文書の電子化とスキャニングをプロジェクト全体にどう適合させるか（スキャナの性能も重要）、電子署名、業務フローといった構成要素全てについて確実に理解するとともに、本人訴訟の当事者に対する教育と、本人訴訟の当事者に理解してもらえる手続を提供することが必要である。

また、次の点もポイントとなる。

- ・ 初期投資費用
- ・ 電子ファイリング導入前に受理された紙媒体の文書
- ・ 事件管理システムと電子ファイリングシステムとの統合
- ・ 実施前の導入局面

さらに、担当者の高い技術、業務の再設計・改革、職員に対する十分な研修、ITを業務戦略の一部として取り入れる素地の創出、業務戦略に即した技術も必要である。

そして、ベンダーやIT部門との接点となり、マニュアルを準備し、導入前にテストを行い、職員、弁護士及び一般の利用者を教育する役割を果たす管理者が必要である。

- 今後の課題としては、システムのアップデートにより、より一層ペーパーレス化、ひいては事務の効率化を進めたい。

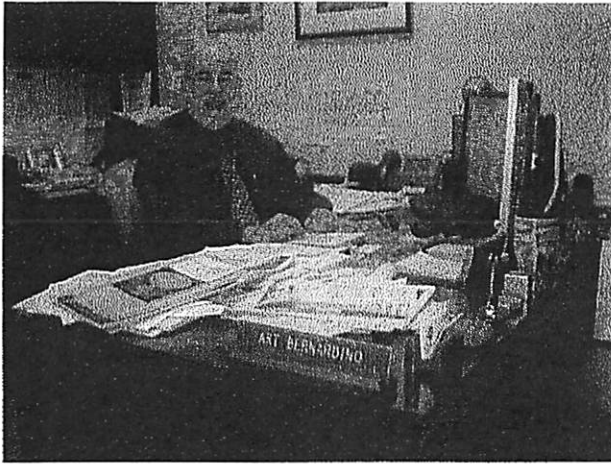


写真 17

対応していただいた Art Bernardino 氏
急なお願いにもかかわらず、快くご承諾
いただき、かつ非常に丁寧に説明をして
いただいた。



写真 18

Art Bernardino 氏と中尾参事官、岡田専
門官との記念撮影

第3 最後に

1 本出張を終えて（中尾）

今回、米国各地の裁判所における電子ファイリングの現況について触れることができた。もともと、会議において発表があったのは、全体から見れば少数の州にとどまるし、その州内においても、必ずしも全裁判所が同じ運用をしているわけでもない。したがって、米国における実情のごく一部を垣間見たにすぎないことになるが、それでも感じたこととして、一口に電子ファイリングと言っても、そのアプローチや程度は様々であるということが挙げられる。裁判書まで電子化している所もあれば、そうでない所もある。オンラインでの書面のやりとりよりは、スキャナを多用している所もあるようである。

そのような多様なアプローチや程度を見ると、我が国の裁判所において同様

の施策を進める上では様々な隘路があるとしても、これを無理なく進めていける道筋は、きっとあるように思われる。まずは、会議資料のペーパーレス化あたりが取っ掛かりになるのかもしれないし、また、スキャナも、もっと活用されてよいように思われる（ちなみに、今回の会議に日系企業としては唯一参加していた富士通は、スキャナのみに絞って出展していた。）。

ヒントはいろいろな所に転がっているように思われる。諸外国の裁判所における電子化・情報化の進展には、今後も引き続き注視していく必要があるのではないかと改めて感じた。

なお、NCSCでは、2013年9月17日から19日までの間、メリーランド州ボルティモア市において、CTC2013（裁判所テクノロジー会議2013）を開催する予定とのことである。

2 本出張の感想（岡田）

日本では、クラウド化の是非に関する議論や、とりあえずクラウド化をビジネスで使ってみようなどといった「クラウド化懐疑論」が依然として主流をしめており、この流れは裁判所を含めた中央省庁においても例外ではない。また、同様に、書類を電子化するという点についても、日本ではようやく各企業において本格的に検討を開始した段階であるが、一方で、依然として紙文化が主流であるという点は否めないところである。

ところが、今回の会議に参加して感じたことは、クラウド化や電子ファイルの是非等というところを論じているのではなく、「クラウド化や電子ファイルは当然のこと」という前提において、「これを最大限効果的に活用するにはどうすべきか」という観点で検討しているということである。

したがって、検討の際には、セキュリティ確保や安定稼働率確保等については当然の前提としてそもそも議論の俎上にすら載らず、専ら人的物的コスト比較（投資効果）、当事者への利便性向上、業務効率の向上などという実質面から具体的にアプローチして多角的に検討を行っているという点が、非常に斬新であったといえる。特に、投資効果と利便性向上という観点では、「IT技術への支出は単なる支払ではなく投資である」と認識し、その上で各種経費の増減を精査するとともに、納税者たる当事者の利便性が向上することは、納税者

に対する一定の利益還元にもつながることになるため、それにより当事者からの信頼も得られやすくなるという点は、広い視野で検討していることの表れであらうと思わされた。

今後、訴訟件数がますます増加する日本においても、こうした諸外国の動きを取り入れ、最大限の投資効果が得られるよう、IT技術を活用していくことが求められる。日本的な文化や風土を尊重しつつも、単なる損得勘定だけではなく、業務効率の向上と当事者への利便性という観点から、電子ファイリング等電子法廷技術の導入可能分野を峻別するなどしながら、導入について引き続き検討する必要があると痛感させられた。

繰り返すが、世界では「電子ファイリングは是か非か」という議論は既に終わっている。この事実を自覚して、今後も様々な検討を行いたいと感じた。

最後に、今回、このような世界のIT技術の活用方法を知ることができる貴重な機会を設けていただき、多忙な業務が集中する最中にもかかわらず、快く送り出していただいた情報企画第二係をはじめとする情報政策課の皆様、また綿密に出張に関するサポートをしていただいた秘書課の御担当者には厚く御礼を申し上げたい。